

指 名 停 止 業 者

商 号	所 在 地	指 名 停 止 期 間	指 名 停 止 理 由
山政建設株式会社	香川県木田郡三木町鹿伏402-1	令和7年3月19日から 令和7年6月18日まで (3か月)	山政建設株式会社の元役員は、同社が請け負った四国地方整備局発注の工事において、令和5年12月15日に発生した工事関係者事故に関し、東かがわ労働基準監督署長に遅滞なく報告しなければならないところ、下請業者等と共謀し、報告を怠ったとして、高松簡易裁判所から労働安全衛生法違反で罰金の判決を受け、令和7年2月1日にその判決が確定した。 このことは、高松市指名停止等措置要綱別表措置要件第25号(業務に関する法令違反)に該当する。